

令和4年11月9日
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課

三重県 DX 推進基盤等活用支援業務に関する情報提供依頼(RFI)

1. 目的

本県では、県庁 DX の推進に向けた、職員の業務効率化や生産性のさらなる向上、利用者目線の行政サービス創出を実現するため、令和4年度に DX 推進基盤の整備を行います(概要は附属資料1「DX 推進基盤の整備」を参照)。

それに伴い、職員に対して、DX 推進基盤を活用するための幅広い知識の習得や、アプリ開発(業務課題の把握、要件定義、アプリケーション設計・作成)、さらには RPA やマクロなど既存の業務効率化ツール等も含めた幅広い支援を行い、業務プロセス改革支援体制の定着につなげる取組を検討しています。

本情報提供依頼は、上記取組を進めていくため、幅広く事業者の方から効果的な施策案等の情報提供をいただきたいと考え、実施するものです。情報提供いただける事業者の方は、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

2. 情報提供依頼内容について

資料1「三重県 DX 推進基盤等活用支援業務仕様書(案)」を、実現するための提案や費用について、資料をご提供ください。

3. 情報提供資料の提出方法について

(1)提出様式・部数

- ①別紙1:情報提供資料(1部、電子媒体1式)
- ②別紙3:見積書(1部、電子媒体1式)
- ③別紙4:提案内容に関する確認票(1部、電子媒体1式)
- ④提案資料(1部、電子媒体1式)
- ⑤実施体制案(1部、電子媒体1式)

(2)あて先

三重県知事あて

(3)受付期限

令和4年12月5日(月)17時までとします。

※期限延長を希望される場合はその旨ご連絡ください。

(4)提出先・問合せ先

三重県 デジタル社会推進局 デジタル改革推進課 デジタル県庁推進班
担当:遠藤、佐伯

住所:〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号:059-224-2796

電子メール:it@pref.mie.lg.jp

4. 注意事項

- (1)本資料による情報提供依頼は、事業に関する内容や予算規模を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2)資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- (3)ご提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、御社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書になりますので、開示請求があった場合は、御社へ確認(第三者照会)したうえで、請求者に対して公開を行います。
- (4)情報提供いただいた情報・資料については、返却いたしません。
- (5)本情報提供依頼に関する質問については、質問票(別紙2)により、上記3(3)の期限までにメールによりお送りください。期日までにお寄せいただいた質問に対する回答については、三重県のWebサイトに掲載します。
- (6)ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせさせていただく場合があります。
- (7)本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者のご負担でお願いします。

5. 添付資料

- ・資料1 業務委託仕様書(案)
- ・附属資料1 DX推進基盤整備計画
- ・別紙1 情報提供資料
- ・別紙2 質問票
- ・別紙3 見積書
- ・別紙4 提案内容に関する確認票